4　苦情に関する調査において、権限のある職員は、船長、船舶所有者その他当該苦情に関与する者に対し、自己の意見を明らかにする適当な機会を与えるべきである。

5　旗国がA2.5.2基準5の規定に基づく寄港国からの通報に応じて、当該旗国が苦情を取り扱うこと及びそのための効果的な手続を有し、かつ、受け入れられる行動計画を提示したことを証明する場合には、権限のある職員は、当該苦情についての更なる関与を差し控えることができる。

第3規則　労働力の供給に関する責任

目的　加盟国がこの条約に基づく自国の責任であって、船員の募集及び職業紹介並びに自国の船員の社会的な保護に関するものを果たすことを確保すること。

1　自国を旗国とする船舶における船員の労働条件及び生活条件についての加盟国の責任の原則を害することなく、加盟国は、この条約に規定する限りにおいて、自国の国籍を有し、又は自国の領域内に居住し、若しくは住所を有する船員について、船員の募集及び職業紹介並びに社会保障による保護に関するこの条約上の義務の履行を確保する責任を負う。

2　1の規定の実施に関する詳細な要件は、規範に定める。

3　加盟国は、この条約に基づく自国の労働力の供給に関する責任を果たすための実効的な検査及び監視のための制度を構築する。

4　3に規定する制度（当該制度の実効性を評価するために用いる方法を含む。）に関する情報は、国際労働機関憲章第二十二条の規定に基づく加盟国の報告に含める。

A3.5基準　労働力の供給に関する責任

1　加盟国は、検査及び監視のための制度並びにA1.4基準に定める免許その他運営に係る要件についての違反に対する法的手続を通じ、自国の領域に設けられた船員の募集及び職業紹介のための機関の運営及び活動について適用されるこの条約上の義務を履行する。

B3.5指針　労働力の供給に関する責任

1　加盟国の領域に設けられた民間の船員の募集及び職業紹介のための機関であって、船舶所有者に対して船員による役務の提供を確保するものは、その所在地のいかんを問わず、船舶所有者が船員との間で締結する雇用契約の条件を当該船舶所有者が適正に履行することを確保する義務を負うことを要求されるべきである。

付録A五―Ⅰ

A1.1.3基準5.1.3.5
船員の労働条件及び生活条件は、次に掲げるものとする。
最低年齢
健康証明書
船員の資格
船員の雇用契約
免許を与えられ、資格証明を受け、又は規制された民間の船員の募集及び職業紹介のための機関の利用
労働時間及び休息時間
船舶の配乗の水準
居住設備
船舶におけるレクリエーション用の設備
食料及び料理の提供
健康及び安全並びに災害の防止
船舶における医療
船舶内における苦情に関する手続
賃金の支払

付録A五―Ⅱ

海上労働証書

（注　海上労働遵守措置認定書を添付する。）

2006年の海上の労働に関する条約（以下「条約」という。）第5条及び第5章の規定に基づき、……政府の権限の下に、

（船舶の旗国の正式名称）

……が発給する。

（権限のある機関又は条約に基づいて正当に権限を与えられた認定された団体の正式名称及び住所）

船舶の要目

船名……
船舶番号又は信号符字……
船籍港……
登録日……
総トン数（注1）……
国際海事機関船舶識別番号……
船舶の種類……
船舶所有者の氏名又は名称及び住所（注2）……

この証書は、次のことを証明する。

1　この船舶が条約上の義務及び添付された海上労働遵守措置認定書に掲げる規定を遵守していることを検査し、及び確認したこと。

2　条約付録A5―Ⅰに掲げる船員の労働条件及び生活条件が条約を実施するための上記の国の国内的な要件に合致することが認められたこと。これらの国内的な要件については、海上労働遵守措置認定書第Ⅰ部にその要約が記載されている。

この証書は、条約A5.1.3基準及びA5.1.4基準の規定に基づく検査が行われることを条件として、……まで効力を有する。

この証書は、……において……に発給された海上労働遵守措置認定書が添付されている場合にのみ効力を有する。

この証書の基礎となる検査の完了の日は、……である。

……において……に発給した。

証書の発給について正当に権限を与えられた職員の署名

（必要に応じて、証書を発給する当局の印章）